

第5回三番瀬再生会議議事録

平成17年5月18日

1. 開 会

三番瀬再生推進室長 定刻を過ぎましたので、遅れている委員もおりますが、ただいまから第5回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、あらかじめ、工藤委員、細川委員、矢内委員、村木委員から、所用のため欠席という連絡がございました。きょうまだ見えていないほかの委員については、少々遅れるということがございます。現在、委員21名中12名の出席をいただいております。設置要綱第6条第5項で定める会議の開催に必要な委員の半数11名を充足しております。

2. 議 事

三番瀬再生推進室長 それでは議事に入ります。これからの進行は会長にお願いしたいと思います。

大西会長、よろしく願いいたします。

大西会長 どうも皆様ご苦労さまです。

きょうは第5回、一応定例で、4月に臨時で決めた日程が入って、来月も1日予定しております。よろしく願いいたします。

前回の会議で県から素案が提示されましたので、きょうは、その素案を、2回目になりますが、議論するというのがメインです。

前回の会議のときをお願いして、素案に対する意見を皆さんに文書で出していただきました。これは委員の方から、それから委員以外の方からも意見を出していただきまして、きょうはそれを整理したものがありますので、それをもとにしながらこの素案についての意見交換をしていきたいと思っております。それがメインであります。

しかし、その前に、幾つか今まで積み残されている議題もあります。素案は、ぎりぎりまでかかるか、次回も議論することになっておりますので、きょうだけでは終わらない可能性があります。したがって、初めに、皆さんのお手元の(3)報告事項について報告していただくという格好にしたいと思います。

その前に、「次第」の紙をめくっていただきますと、例によってというか、習慣にしていますが、資料No-1に、これまでの1回から4回までの再生会議の結果、何が決まったのかということが整理されています。これはいわば決定事項で、我々が踏まえて先に進むべきことが書いてあるということで大事なものになります。実はこれをつくるためには、何が決まったのかということの県のほうの事務的作業で議事録を整理していただいて、これまでも私が確認をしてきたのですが、だんだん溜まってくると1人でやるのが大変になってきております。議事の確認というのは、会議に出た方、本当は私以外の方がやったほうがいいと思っております。そこで、今回からその制度を新たに取り入れて、私がこの会議結果を確認していただく人を2人指名させていただいて、その方に県の事務局で整理してきた

ものを見ていただいて、これでいいということであればそれがここに載るという流れにさせていただきたいと思います。毎回それが変わっていくということになりますので、お一人の負担はそう多くないと思いますが、当たったときは多少時間が取られるということで、ご協力をお願いしたいと思います。そのためにはフルに出席されているということが条件になりますので、会議の冒頭に、今いらっしゃる方の中からということですが、大きく委員の構成が学識経験者 10 名、地元の方、公募委員、環境 N P O、地元経済・産業界の方が 11 名なので、今の二つのグループから 1 名ずつ選ばせていただいて、担当させていただきたい。

これは議長の職権で、今たまたま吉田さんが着席されましたので、吉田さんと歌代さんに今回お願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

全部書いてありますから、それを見て、大きく違うところをチェックして。ほとんどきちんしたものが出てきますので、一応見ていただくということで。

よろしいですか。

歌代委員　あまり時間が取られるとね……。

大西会長　この程度の文章ですからね。せいぜい A 4 で 2 枚ぐらい。お願いできますか。ちょっと試しにやっていただいて、大変そうであれば言ういただければと思います。

歌代委員　はい。

大西会長　では、よろしくをお願いします。

では、ちょっと無理にお願いしたところもありますが、吉田さんと歌代さんに今回お引き受けいただいて、次回また次の方ということになります。よろしくをお願いします。

(3) 報告事項について

・三番瀬フェスタ「『サンフランシスコ湾計画』にまなぶ国際シンポジウム」の開催結果について

大西会長　それでは、さっき申しましたように、議題 (3) 報告事項についてお願いします。

最初に、大野さんにフェスタについてお話しいただきます。

大野委員　きょうは一番バッテリーで、イチローみたいにはいきませんが、簡単に説明させていただきます。

皆さんのお手元に、資料 No - 6 「『サンフランシスコ湾計画』にまなぶ国際シンポジウム」が渡っていると思います。その 12 ページに「ごあいさつ」を書いてあります。

三番瀬は東京湾の一部であり、健全な東京湾が望まれます。

サンフランシスコ湾では 1965 年に「湾は掛けがえのない天然資源であり、いかなる埋め立ても湾に害がある」として「湾を守る法律」を制定し、改善された湾を次世代に引き継ぐために一括管理しています。

東京湾では、いまだに縦割り行政で価値観がまちまちの上、湾の管理がわかりづらく海からの視点に欠けています。

三番瀬フェスタ実行委員会は、県の三番瀬再生計画を支援し、豊かな湾を引き継ぐため、今後いかにすべきか、サンフランシスコ湾の事例を学ぶことにしました。

こういう趣旨で、今年の2月末に市川の和洋女子大を会場にお借りしてシンポジウムを開催しました。

ここに、後援、協力が書いてあります。実行委員会は「三番瀬市民の会」。私もここに代表として選ばれてきている、その母体の委員会があります。それで実行委員会を立ち上げました。実行委員会を立ち上げたのは昨年春です。県から予算を280万円ほどいただいています。そして、この「サンフランシスコ湾にまなぶシンポジウム」と、三番瀬の見学会をはじめ、「三番瀬を知ろう、見よう、食べよう」という二つのイベントを開催させていただきました。詳細については読んでいただくとよろしいかと思えます。

特筆すべきは、アメリカから、ピーター・ロバート・ベイさんという、そんなに歳をとっていない若い方ですが、サンフランシスコ湾を守るために、学術的にも、あるいは実行といいますが実践といいますが、それに携わっている方を呼んで、その方を中心にシンポジウムを開催いたしました。おかげさまで成功裡に終わりました。ご報告いたします。

以上です。

大西会長 サンフランシスコ湾のために生まれてきたような名前の人ですね。

1月にやって、前に1回少しだけ報告していただきましたけれども、いつも時間がなくて大変申しわけありませんでした。今まとめて報告していただきました。後で資料をご覧ください。

- ・平成17年度三番瀬自然環境調査について
- ・平成17年度市川泊地・航路の維持浚渫工事について

大西会長 次に、幾つかありますが、県のほうでお願いします。

三番瀬再生推進室 それでは、残りの報告事項のうち、2番目の「平成17年度三番瀬自然環境調査について」、4番目の「平成17年度市川泊地・航路の維持浚渫工事について」、一括して説明させていただきます。

お手元の『サンフランシスコ湾計画』にまなぶ国際シンポジウム」という表題がついている資料の13ページ、資料No-6-2「平成17年度三番瀬自然環境調査について」をご覧ください。この資料は、2月に開催された再生会議の際にもお出ししたのですが、時間的な都合があり延べ延べになり、今回、報告させていただくことになりました。

調査の内容としては、平成17年度について鳥類の採餌状況調査として、そこに書いてございます二つの調査を予定。実は、1番については時期的に動き出しております。

1のシギ・チドリ採餌状況調査については、三番瀬内外の4地域において主にシギ・チドリ類が飛来する時期として4月から5月ということですので、2月にご相談し、4月からの着手ということで考えておりましたが、報告が少し遅れてしまいましたが、既に4月分については動いております。後半として8月から9月、3回目として年が明けて1月から3月の3期ということで、1時間毎の定点観測による行動調査を行います。これは委託でNPOの方々をお願いするという考え方でございます。

もう一つがスズガモ等の消化管内容物調査でございます。これにつきましては、スズガモ類の採餌状況を把握するために、事故で死んだスズガモ等の消化管内容物を見たり、栄養状況を調査するものでございます。調査地点は三番瀬及びその周辺、調査時期は11月

頃から年が明けて3月頃まで。これにつきましても同様にNPOの方々をお願いしたいと考えております。

引き続きまして4点目の市川泊地・航路の維持浚渫工事についてですが、同じ資料の33ページ、資料No-6-4でございます。

これにつきましては、円卓会議の時代から毎年度維持浚渫を行ってありまして、その状況について事前に説明、報告している内容でございます。これにつきましても、前回の4月の会議のときに説明しようということで準備させていただきましたが、延びてしまいました関係上、浚渫工事について一部既に動いているところがございます。

場所としては、33ページの下のほうに工事箇所ということで、泊地浚渫箇所と航路浚渫箇所と2箇所ございます。泊地浚渫箇所は、1枚めくっていただきました34ページに詳細の場所が図示してございます。航路浚渫箇所は、35ページに浚渫範囲ということで細かく から までの部分が図示されていますが、この範囲を浚渫する予定でございます。

36ページには、工事にあたっての安全対策ということで警戒船の配置図を示しております。

このような形で例年どおりの泊地・航路の維持浚渫をさせていただきたいということでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

大西会長 今二つ説明がありましたが、その二つをまとめて、もし質問があったら受けたいと思いますが。

本木委員 特に2番のスズガモの消化管内容物調査というのは、私ども素人が見ても非常に注目されることですが、従来、この種の調査はされたことがないのでしょうか。あったとすれば、今回の調査と対比しながら注目されるデータが出てくるのかなという気がするのですが、いかがでしょうか。

自然保護課 このスズガモ消化管内容物調査は、補足調査と言っておりました平成7年、8年と、三番瀬の円卓会議が発足した平成14年にそれぞれ行ってありまして、報告ができております。初めの頃の調査では主にアサリを食べていたのですが、平成14年はアサリが不作だったので、アサリというよりも、三番瀬であまり網などにかかりませんで、逆に別の場所でカレイの卵などを食べているという状況でした。ですから今回、またアサリがこのところ豊漁なので、実際どういう食性になっているかというのはちょっと興味深いところがあると思います。

大西会長 もう一つは泊地・航路の維持浚渫工事ですが、何か質問はありますか。よろしいですか。(発言なし)

・三番瀬漁場再生調査事業について

大西会長 次に、漁場再生調査事業の説明をお願いします。

漁業資源課 16年度事業の概要については第2回三番瀬再生会議で中間報告をさせていただいておりますので、本日は16年度の調査結果と17年度計画について報告させていただきます。

資料は、資料No-6、14ページから32ページまで記載してございます。

最初にアオサの資料ですが、資料の 15 ページから 21 ページまでです。

毎月 1~2 回、三番瀬海域の 19 定点においてサンプリングをし、全域の発生量を推定しました。結果は、17 ページの図 2 に示しております。

調査回次ごとに増減が見られましたが、最大値は 11 月の 912 トンでした。

さらにオゴノリ回収用の桁を用いてアオサの回収効率の調査を試みましたが、成果を得るまでには至りませんでした。

また、アオサを微細化してアサリの餌料とするマリンサイレージ化試験については、餌料価値が低いというような結果になっております。

17 年度は、16 年度の調査結果を踏まえて発生量、回収方法等の調査を行いますが、漁場再生検討委員会からも提言をいただいておりますので、手法等については検討しながら実施してまいりたいと考えております。

続きましてアサリの調査ですが、資料の 22 ページから 26 ページでございます。

ノリ養殖の支柱柵と同じような施設をつくりまして、実証施設の保護効果を調査したところですが、施設による波浪及びアサリの減耗抑制効果が認められました。

17 年度は、当該施設のノリ網の設置方法を改善するなどして、数値計算に必要十分な波浪減衰データを取得して、アサリ漁場としての干潟海域の姿を数値計算により求めるつもりでございます。

藻場造成調査ですが、資料の 27 ページから 32 ページでございます。

5 月から 6 月にかけて移植したアマモは、8 月 9 日の調査で全滅を確認したところでございます。その後、10 月 15 日に移植した株は定着してまいりました。さらに、11 月 25 日に播種したのものについては、1 ヶ月後の観測で発芽が見られ、3 ヶ月後の 2 月 25 日は平均葉長 10cm まで成長してまいりました。

17 年度は、16 年度に継続して、特に 10 月に移植して定着していた株を追跡して、その株が成熟して実をつけるかどうかを主に見ていきたいと思っております。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。

今の漁場再生調査事業について、質問がありましたらお願いします。

吉田副会長 アオサのほうですけれども、15 ページに「リン酸態リンは調査点によって季節的な増減傾向に違いが見られた」と書いてありますが、具体的にはどういう違いが見られたのかということを知りたい。

それから、27 ページの底層の水温分布とか次の D O も、数字は、北を下にして見るといっているのですか。それでも数字がよく読み取れないのですが。これは、水温は 2 とか 3 ですか。D O のほうは鏡文字にして見れば何となくわかるのですが、水温のほうはよく読み取れないのですが。

漁業資源課 具体的な調査のディテールについては、水産総合研究センターが来ておりますので、代わります。

水産総合研究センター 一つ目の質問のリンの話ですが、リンというのは、赤潮が発生したりというのは、植物プランクトンの多い少ないによって、植物プランクトンに利用される量によって変動とかいろいろな要素がありますので、おそらくそういったものが関係したのだらうと思います。

二つ目の質問は、私はよくわからなかったので、もう一度お願いできますか。
吉田副会長 簡単なことで、この図は数値が読めないのですけれども。逆さまにしても。
大西会長 27ページと28ページ。

水産総合研究センター これは、私どもが持っているものと数字の2が普通の形ですが、お手元のは2がひっくり返って逆になっているようです。申しわけありません。これはコンピューターで打ち込むときのミスだと思います。図1の数字は、ほとんどが2という数字になっています。

吉田副会長 上は29が鏡文字になっています。下は2ですか、7月で底層が。

水産総合研究センター 申しわけありません。もう一回確認しまして、報告し直しますので。

吉田副会長 その前のデータを、今いただきました。

下の図は、水温ではなくて、DOですね。2mg/Lとか3mg/Lで、左側が2004年6月24日の底層DOで、右側が2004年7月26日の底層DOになっている元のものがあったようです。資料を差し替えてください。

水産総合研究センター 申しわけありませんでした。

大西会長 では、今のところは資料を差し替えていただくことにします。

竹川委員 漁場再生関係の調査について再生検討会議の中でいろいろな議論がありまして、平成17年度の計画について、これが目的なのか、手段が目的化しているのではないかと、これ以外の観点での調査をする必要があるのではないかとかいう論議が出ましたけれども、それを計画の中ではどういうふうにお考えなのでしょうか。

水産総合研究センター 6月1日に漁場再生検討委員会がまた開催されますので、その中で前回の課題になっていたものはもう1回検討し直すことになっていると思います。

大西会長 ほかにご質問ありますか。よろしいですか。

それでは、報告については以上4件の報告を受けたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

(1) 第1回から第4回再生会議の結果について

大西会長 それでは、1番の議題に戻って、これまでの議論の結果についてまとめてご報告ください。

三番瀬再生推進室長 「会議次第」がついている資料を1枚めくっていただきまして、資料No-1をお開き願います。

第1回から第4回までの再生会議結果で、これにつきましては、第1回、第2回、第3回までは、既に第4回の会議で説明申し上げて了承を得ているところでございます。第4回会議結果について説明いたします。最後の第4回のところをお開き願います。

前回行われたものですが、まず1点目として、知事から大西会長に再生計画（基本計画素案）を提出し、諮問を行ったということでございます。知事から、できれば6月県議会までに答申を願ひ、中長期的な取り組みである事業計画の早期策定を目指していきたい旨の挨拶がございました。それから、大西会長から、諮問を受けた再生計画（基本計画素案）については、今後再生会議で議論を重ねた上で知事に答申したいという旨の回答がございました。

次回の再生会議は5月18日(きょうです)、それから次々回(次回です)は6月16日とするということもそこで決まりました。

個別の審議内容については以下のとおりです。

まず1として三番瀬再生計画(基本計画)についてですが、これは諮問を行ったわけですが、そのときに説明を申し上げました。まとめとして、基本計画素案に対する意見を文書により5月10日までに事務局宛てに提出していただくということで、既に、本日配っておりますが、5月10日までに来た意見、今後説明しますが、事務局宛てに出されたものでございます。

それから2として第1回から第3回までの会議結果ですが、先ほども言いましたが、それは了承された。

3として三番瀬再生会議資料集についてということで、再生会議で確認した資料を例規的なものとして編集していくという説明を行いました。なお、資料集についてはホームページにもあわせて記載していくということでございます。

ここでまとめですが、個別の検討委員会は、分野別の事業及び実施計画を策定するために県が別に設置する委員会ということでありまして、再生会議委員は知事の要請に応じて委員となるということを確認してございます。個別の検討委員会の概要についてはホームページに掲載して、再生会議のホームページとのリンクによって検索しやすいようにするというのも意見として出されました。

4は、三番瀬「評価委員会」についてです。「評価委員会」の運営要領の案を説明いたしました。

まとめとして、「評価委員会」は再生会議の下部組織として設置して、再生会議に専門的な意見を述べる。二つ目として、評価委員会は知事が設置するということなので、運営要領(案)については、知事が委員を委嘱して、次に「会長」とございますが、これは「座長」の間違えでミスプリですので、「座長を指名するよう訂正する」ということになりました。「評価委員会」は、事務局の案としては「再生会議の会長が指名する」という形になっていましたが、知事が設置するということなので、知事が座長を指名するように訂正するということになりました。それから「学識経験者」についてですが、幅広く考える必要があるということで、「『専門的知識を有する者』とする」とされました。

5ですが、(仮称)市川海岸塩浜地区護岸検討委員会の設置についてということで、委員会の設置趣旨、役割等を説明いたしました。

まとめとして、委員会の目的について、海と陸との連続性の回復を踏まえた表現に見直すとともに、委員構成について、市民委員の人数を増やすという意見が出されました。それと、委員会での検討経緯については節目ごとに再生会議に報告するというので、いま現在そういう意見を踏まえて委員を増やす方向で開催日程等の調整に入っているところでございます。

6の報告事項ですが、先ほど報告していただいたように、時間の都合によりきょうへ持ち越したということでございます。

そのほかについてですが、佐野委員から、三番瀬における市民調査、特に猫実川河口域のカキ礁について報告がございました。

以上でございます。

大西会長 前回の会議の結果、特に決定にかかわるところの確認をしてもらいましたが、何か質問がありましたらお願いします。(発言なし)

それでは、前回の議論の結果については確認したということにさせていただきます。

(2) 三番瀬再生計画(基本計画)について

大西会長 当初の議事次第では2番目で、きょうのメインのテーマであります三番瀬再生計画(基本計画)について、これから議論したいと思います。

今の前回の議事の確認にもありましたように、諮問を受けて前回少し議論しましたが、5月10日までに意見を出していただくということで、意見を出していただきました。それに沿ってきょうは議論したいと思います。

これからの議論の進め方ですが、ご承知のように、円卓会議がつくった円卓会議の計画案を県に提出して、それを踏まえて県のほうでこの県の素案ができた。その素案をここに諮問する前に、これは円卓会議の案の中にある条例の要綱に概ね沿って手続をやっていくという暗黙の了解で進んでいると思いますが、その中には、「再生保全利用計画」がこの再生計画に相当するものですが、「円卓会議」というのはこの再生会議に当たりますが、「再生保全利用計画を定めるときには、あらかじめ関係市の長及び関係する漁業者の意見を聞くとともに、千葉県三番瀬円卓会議の意見を聞かなければいけない」となっていて、順序としてはその前に「関係市の長及び関係する漁業者の意見を聞く」ということになっておりまして、県のほうではそれをこなして関係市及び漁業者と意見交換して、この素案が出てきたということでありまして、したがって、最初に我々円卓会議からボールが県のほうに投げられて、県のボールが市と漁業者を経てここにまた返ってきたということになります。もちろん再生会議は、円卓再生計画案と今回の素案が精神として同じなのかどうかということ等を含めて審議するわけですから、この県素案に対して意見を言うことは当然であります。意見を言うと、県のほうでも関係市・漁業者の意見を聞いてこれはつくってあるので、その意見を受け入れるかどうかについてまた意見を聞かなければいけないというやり取りがいろいろ続いていくこととなります。全体としてはそういう格好でまとまっていくということでありまして、

したがって、徹底して凝ろうと思えばかなり議論を長く続けることもできますが、そうするとなかなかまとまらないということにもなります。したがって、これから事業計画とか具体的な話に入っていきますので、その辺の事業計画に委ねる部分ということも、あるいはこれから議論をしていく議論の詰めは後に回すというパートも含みつつ、この基本計画の部分をまとめていく必要があるのではないかと私は考えるわけです。

知事さんは、前回、6月に答申してくれるとありがたいというか、もうちょっと強かったかもしれませんが、おっしゃいましたが、考えてみるときょうと次回と2回しかないもので、そこは本当に確実にできるかわかりませんが、とにかく詰めていく方向で議論を進めていきたいと思っております。そこで5月10日を一応期限に文書でご意見をいただいたわけです。

きょうは、できるだけ意見交換を全体にわたって行って、できれば次回、6月16日に予定されておりますが、答申案として再生会議から県のほうに返すボールの内容について

原案をお出しして、それをもとに議論を深めるというふうにできればしていきたいと思えます。それは一応スケジュールということで、議論の展開いかんによってはそのとおりいかない可能性もありますが、そんなふうにまとめていきたい。

答申案については、円卓再生計画案を円卓会議が出していて、その後継組織ということもありますので、全文を書きかえるということではなくて、県の素案に対する修正を具体的に提案するという格好で対応したい。つまり、もともとが我々の円卓再生計画案から出発してここに至ったので、そういうやり方を取っていきたくて考えています。それについても意見を今いただきたいと思いますが、概ね進め方としてはそんなふう考えるわけです。何か進め方についてご意見がありましたら、お願いいたします。

答申内容については、再生計画（基本計画）、県から出されたものに対する直接の修正と、今後これに事業計画あるいは実施計画がくっついていくわけですが、その議論がこれからいろいろな場で行われることになっていきますが、そのときにぜひこの点を踏まえてほしい、あるいはこういう意見があったということを確認して議論を進めてほしいと、そういう部分ですね。例えば、「ここでは意見の一致を見なかったのだけれども、考慮すべき意見だから、もっと深く議論する際にぜひそのことを踏まえてほしい」という格好で、いわば注意書きのようにしてそれぞれの議論の場にする、そういう部分が出てくるのかと思います。基本計画ですから、かなり基本的なところしかこの中には書いていないですね。精度をもっと高めようとするこのレベルになってしまって、それは分量が全然違いますので、そこは切り分けたいと考えています。

何か進め方について意見がありましたら、具体的にやっていかないとわかりませんが、今の説明の段階で何かご意見があったら、よろしいでしょうか、そういう進め方で。

竹川委員 私どもは論議のベースは円卓会議の再生計画案をチェックしながらこれを検討しているのですが、条例案の手続に従って事前に市長さんとか漁業関係者の方との話し合いに基づいてこれができているということが前提になった案だと思うのですが、その辺の過程の中で、円卓会議の当初の計画案と大きく変わってきている、ないしは相当問題になって意見の調整にかなりご苦労された点がある程度わかっていますと、今後いろいろ論議する場合により効果的な論議ができるのではないかと、我々も検討する場合にさらに深めた検討ができるのではないかとということが頭の中で考えられるのですが、そんなことで参考になるようなお話が聞ければ事前にお聞きしておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

大西会長 県のほうで特に今の点について答えることがあれば、お願いします。

総合企画部参事 ただいまの竹川委員にお答えしますが、基本的には再生計画案を尊重するというので私どもはスタートしておりまして、それで地元、今度は4市になりますが、4市と漁組の3組合とお話をいたしました。その中で、今「大きく異なる」という言葉を使われたわけですが、そういう意味で大きく異なるところは基本的にはないと考えております。ただ、県がつくる計画であるということから、地元市としては、地元市の自治体としての独自性といいますか、そういうものを尊重してほしいということから、具体的な今後の事業計画を策定していく段階で十分その辺を話し合っていきたいということで、その辺のところを表わすための字句の修正はしてございます。非常にわかりにくい全体的な話になってしまっていますが、基本的には大きく再生計画案の考え方から変わったものということ

で取りまとめたものはないという認識に立っております。

大西会長　今の点は、きょうの議論の中にも出てくると思いますので。

では、進め方については、さっき申し上げたような格好でとりあえず進めていくことにさせていただきます。

本木委員　いま会長が集約したこれからの進め方については、それでよろしいかと思いますが、具体的に各委員から出された意見は私どもは事前に目を通していたのですが、県民の意見はきょう初めて見せていただくような気がするのですが、これら出た具体的な意見をこれからの検討の素材にしながらやっていくというふうに理解してよろしいのでしょうか。

大西会長　文書で5月10日までに出していただいたので、ここに出ていない意見は言っちゃいけないということはありません。きょうはこれを踏まえつつ改めて意見を言っていたのですが、私の感じとしては、大体重要なところについては文書で出していただいているのかなということで、主要な論点はある程度出ているような気がします。だけど、新しいことを思いついたということがあれば、それもちろん出していただくというふうに思っています。

川口委員　円卓会議の答申と、またこの基本計画の中を読んでみて、前々回だったか、大野委員からも指摘があったように、僕も前からこれは機会あるごとにお話ししているのですが、せっかく再生してきれいにしても、また汚したり、特に今回、JFEみたいに企業がとんでもない汚染をする。基本計画の中の「維持・管理」の中には、市民とか県民が良好に使うといううたい方をしているだけで、汚染に対する防御、罰則、監視、その点が抜けていると思うのですね。その点は、10日までに間に合わなくて意見書を書けなかったのですが、そこをかつちりとしないと、これだけ長い間皆さんが労力を使ってせっかく再生しても、また、「喉元過ぎれば熱さを忘れる」ではないですが、すぐ汚染されてしまう。それは、僕は、この東京湾で、子どもの頃、浦安の海で漁業を営む家に住んでいたものですから、本州製紙の汚染のときは本当に壊滅的な打撃を町全体が受けました。今回、JFEはそれほど大きなものにはならなかったですが、そういうことの防御をしっかりとしておかないと、まただめになってしまうという危惧をいつも感じております。

大西会長　今のような点はどこに入れるのかということにもなりますけれども、適宜出していただければ。

川口委員　僕が一生懸命「維持・管理」のところを見たのですが、汚れに対する防御とかメカニズムを監視するという点は入っていませんので。

大西会長　中身に川口さんの意見は入っていますので。

進め方はさっきのようなことでいいですね。

それでは、早速、中身に入っていきたいと思います。

資料 No. 2 が委員の方から出された意見で、No. 2 - 2 が一般県民からの意見です。一番左側にページがあって、そのページの箇所について意見の内容が紹介されていて、提案された方の名前がある。意見については、意見書の部分と、第4回（前回）の会議での発言を整理したものと、両方あります。

ページごとに意見交換を。一つのところにはまってしまうと幾らでも続くので、適当なところで切り上げて、どこが非常に対立があるのか、そういうのを確認しながら進めていくということで、ある程度のところで議論を切り上げる。ちょっと水を注したいと思いま

すので、怒らないでいただきたい。

まず、「全体に対する意見」ということで、佐野さん、あるいは木村さんから意見が出ています。これはタッチとしては、背景とかいろいろなことを再生計画案（県案）にはあまり書いてないのですが、かいつまんで紹介していただけますか。

佐野委員 前回の会議のときに、木村委員から、ある程度共通するような内容の話があったかと思いますが、円卓会議の中でも第二湾岸の問題は、三番瀬の再生計画に直接的に大きな影響を与える、だから再生計画の中で一緒に検討すべきなのだ、という議論がありました。かなり紛糾したのですね。結局は、計画案の中では、「三番瀬の再生計画に影響を与えない」という書き込み方で、簡単に済ませたというか、そういう形で扱って、第二湾岸の問題は事実上脇に置いて再生計画について検討したというのが実情だったかと思います。

ところが、今度は基本計画素案は知事がつくるわけです。知事さんは、一方で第二湾岸は推進されているわけです。これは、多くの県民、またここにいらっしゃる方々は、皆さんご存じかと思います。知事が一方で第二湾岸を推進している、一方で三番瀬の再生計画については非常に思い入れがあって、こんな形で市民参加と完全情報公開でやられている。その中で、今、三番瀬再生計画の計画素案が出てきている。当然、同じ知事が示す計画なので、公共事業としてどんな形で整合させるのかというのを基本計画にきちっとたわなければ、結局、絵に描いた餅になってしまうのではないかと思うわけです。そこら辺の県の姿勢あるいは知事の姿勢をきちっとここで示すべきではないかと思って、書かせていただきました。

それから江戸川左岸流域下水道計画の第一終末処理場については、これも皆さんご存じかと思いますが、湾岸道路の北側の放水路の右岸側、行徳富士のあるあたりで、地権者にアンケートをして、地権者に説明会をする中で、かなり合意が得られて、今、平面図みたいなものもでき上がっております。そういう中で、例えば6～7haの水辺の環境を再生させるとか、下水道の終末処理場とあわせてそういう計画が進んでいるわけです。そこから大量の処理水をどう排水するのか。江戸川放水路から三番瀬にダイレクトになったのでは、影響は必至なわけです。ですから、この計画ともどう整合させるのか。大量の窒素、リンが入ってくるわけですから、そこはきちっとうたうべきだと思ったわけです。

大西会長 木村委員、何かコメントはありますか。

木村委員 僕も小さい頃、泳ぎが好きで、東京湾で夜泳いだりすると夜光虫がいまして非常にきれいだったので、それがあって、自然を守るということについては大賛成ですが、習志野として途中から参加してよくわからない面があるのですが。

今、佐野委員が言いましたように、慢性的な交通渋滞があって、知事からも「県全体として総合的に交通問題を解決していかなければいけない」とこの前答弁があったわけですが、そのあたりが全然見えてこないのですね。実際に僕もいろいろ調べまして、市川のまちづくりの要望書、あるいは習志野市の要望書を読みますと、そういうところはどうしても解決してもらいたいというのがあるのですね。それが、三番瀬のが通った後、今度は地域のまちづくりと話し合いになったときに、どんどん三番瀬の再生会議の精神が侵食されていくのではないかと思うので、その辺まである程度突っ込んで、原則ぐらいは再生会議できちんとしておくことが大事かなと思うのですね。

もう一つ、せっかくマイクを握ったので言いますが、再生会議をやって次の日に新聞に

出るわけですが、ほとんど行政からの情報発信で終わっている。この再生会議でこういうことが大事だということがほとんど書かれていない。もちろん新聞社が主体性を持って書くわけですが。例えば、大西議長が「これとこれは譲れないのだ」という発信を勇気を持ってしていくのが大事だ。前に川口委員が言いましたが、JFEの問題があったときは、「関係ない」と。あれを、例えば円卓会議で、勇気あることなのだけれども、「あの問題についてはこの精神には合わない」とかいう発信をすれば、随分違うと思います。円卓会議の主体的な骨組みがいつもないので。そういう新聞を見ていつも思う。大西議長が、もちろん最終的にはやるのでしょうけれども、例えば「交通問題との整合性はこれが大事だということはいいいですね」という形で、それをみんなで確認しながら発信していくことをやらなければいけないと思う。そういう点について、僕は1回議長に発言を求めたいと思うのですが、どうでしょうか。

大西会長 趣旨がわかりにくいところもありますが、公共事業については今までも結構議論してきて、ここですべての公共事業の是非について判定するわけにはいかないところがありますね。ただ、三番瀬の保全・再生ということをずっと議論してきたので、ここで再生・保全ということが方向づけられても、その上に例えば巨大な高速道路ができて環境が台無しになるということでは、何のために再生・保全をやったかわからないということですから、県がやる事業、あるいは県がかかわる事業について、公共事業が三番瀬の保全とか再生に抵触しないということは当然だと思うのです。それは円卓会議以来確認してきていることだと思います。

ただ、一つ一つの公共事業について、三番瀬の環境に大きな影響を与えずに実施する方法が技術的にあるかどうかというところが問われるわけです。そういう方法があれば両立するわけですから、そういう公共事業が行われても三番瀬の環境上は影響は少ないということです。そこのところは公共事業をやる人の計画の中で考えてもらい、あるいはここでモニターをしていくことでやっていくことだと思います。

公共事業については私はそう考えてきて、それは円卓会議での確認でもあるのかなと思っています。

木村委員 もちろん最終的にはここで流れとしてはいいと思います、議長のとおり。だけど、このことは今回の再生会議で発信していこうというPR、それが全部ではないけれども、このこととこのことはぜひマスコミの方にも知っておいてもらいたいというような積極性を議長の口から言ってもらえることがいいと思う。みんな、ここで言っていると、ストレスになっちゃうんですよ。どうなっちゃっているのかなというふうに思っています。僕は、川口委員が言ったとき、いい問題だなと。あの問題がせっかく出たのに、この再生会議はどこもあれをアピールするところはないじゃないですか。それを、全体的な流れとしては外れているからということで、没にしちゃったわけでしょう。そういう一つのものを勇気を持って発信していこうという、そういうところがなければいけないと僕は思うのですが、どうでしょうか、議長。

大西会長 私は、この間もちょっと話しましたが、韓国のセマングムというところで、この間、韓国政府が主催した干拓の会議ですけれども、ディスカッションして、そういうところでも三番瀬という名前は知っているのです。三番瀬のこういう議論の影響は、かなりいろいろなところに伝播していると思っています。それは第一に、埋立計画が中止になって、

再生に向けて円卓会議という格好で県民参加型で議論しているということが非常に大きなメッセージだと思います。それは、円卓会議の2年間の議論の中でそういう力が出たのだらうと思っています。

今は、それを踏まえて、県の計画をつくってもらおうということで再生計画について議論をしているので、これが非常に重要なことだと思います。この会議がすべての千葉県の環境問題についてやれるという状態にはないと思います。私としては、この会議のミッションは、まず三番瀬の再生をどうやって確立していくかということだと思います。

木村委員　もうこれは言いませんが、やっぱり、何とかなのか、毎回毎回の会議で、「里海」と議長が初めにおっしゃったので、「里海」の「さ」ぐらいは議長の明晰な頭でマスコミに発信してもらいたいと思う。流れだけマスコミにいつも出ていると僕は思うのです。「里海」の「さ」、こういうことが出たのだというものを、議長の明晰な頭でやっていただきたい。要望として、これで終わります。

大西会長　この議論をしていくと、また時間が随分かかりますけれども。

倉阪委員　佐野さんの提案ですが、当然の話であって、私はどこかに書くべきだと思う。例えば、33 ページに「推進体制」というのがありますが、ここで最後に「さらに、三番瀬に関連して国・県・市が実施するさまざまな事業については、本計画との整合性が図られるように調整してまいります」と、そのぐらいの一文はあってもいいのではないかと。第二湾岸とかいろいろ書くと角が立って県のほうは調整できないということであれば、「三番瀬に関連して国・県・市が実施する事業」といったら、当然のようにその中には第二湾岸も含まれ、下水処理場も含まれるわけですが、それ以外のものもひっくるめて、ここは基本計画ですから、「三番瀬に関連して国・県・市が実施するさまざまな事業については、本計画との整合性が図られるように調整してまいります」という姿勢は示していただいたほうがいいかなと思います。そういう修正文として受けとめたらいかがでしょうか。

大西会長　ほかに、今の点に関連してご意見ありましたらお願いします。

竹川委員　全体ということなのですが、「はじめに」というところは、また後からやるわけですね。

大西会長　そうです。

ほかにご意見は特にありませんか。

それでは、きょうは意見は出しっぱなしで、次回、具体的な提案という格好で整理していきたいと思います。

次に、「はじめに」で、1 ページです。

1 ページでは一番大きな意見は、倉阪さんが今まとめたようなことと関係がありますが、1 ページの一番下に「県が主体となって実施する事業を中心に再生計画を取りまとめる」ということになっていますが、県以外にこの海域、三番瀬周辺でいろいろな事業を行う主体があるのではないかと。そうした主体について何か言及できないかと。ここは当然それぞれ主体、例えば4市であれば自治権があるわけですし、独自の意思決定を行うわけですから、その意思決定を縛ることはできない。ここは県主催の会議です。ただ、県と4市と関係がいろいろありますので、さっきの文言で言えば、県の調整の役割をそこで発揮するということはあり得ると思います。

大方そういう趣旨のことを入れるべきだという意見が複数の方から出ています。複数の

方はここにありますので、重ねてご発言いただかなくて結構ですが、意見を出していない、あるいは今と趣旨が違うご意見がありましたら、お願いいたします。

倉阪委員　いま申し上げた意見は、再生が目的ではないような事業でもこの三番瀬再生計画との整合性は当然図ってもらいたいという趣旨のところですよ。

1ページの「はじめに」のところは、最終的な形を考えるとまた「まちづくり」とかありますので、「再生に向けて構すべき事業」の中に関係市がやるような事業も入ってくるというのが普通ではないかと思うわけです。したがって、私、「いい文があればお出ししたいと思います」と発言をしっぱなしで文章を出していなかったの、いま仮に文章の形でお話しするとすると、1ページの最後の行、「県が主体となって実施する事業を中心に、」の後に、「関係市が実施する事業を県が調整しつつ、千葉県三番瀬再生計画として取りまとめることとします。」と。そうすると、関係市が実施する事業は、県が調整して、調整が整ったものだけ載っていくという趣旨、この前ご発言いただいた趣旨が生かされるのではないかと思いますので、検討をお願いしたいと思います。

本木委員　私は、倉阪委員の提案に賛成する立場で申し上げたいと思います。

この再生計画案の21ページには、そういった趣旨が盛り込まれているような気がします。例えば21ページの上から3行目から5行目のところに、「NPO等と県が適切な役割分担のもと協力・連携してやっていく」というふうになっているわけです。しかも、各関係市には市の都市計画があります。そういうものの調整機能は、当然県が果たすべきではないか。これは非常に大事なことなので、やはり「はじめに」のところに入れておくべきではないかと、こんな気がいたします。

歌代委員　そこで、倉阪さんの「関係市も含めて」という意見でございますが、関係市のほうの意見がないかどうかお聞きいただきたいと思います。

大西会長　委員からそういうご発言がありますが、関係市はオブザーバーで参加しておられて、直接ここでは意見を言う習慣になってないかもしれませんが、もし今の段階で何かおありになれば、関係市にはまた照会させていただくこととなりますが。

（「決めちゃうわけ？」の声あり）

大西会長　きょうは決めません。これは、県に対して我々が答申しますが、それは決定ではなくて、県が決める計画ですので、県はまた関係市と協議するということが必要になってくると思います。

特に発言はございませんか。

船橋市　私ども市としましては、先ほどから議論されていますように、この円卓会議でつくられた再生計画案は、千葉県が中心になって、千葉県の部分の中で知事へお渡しした、これはいいわけです。この再生計画案をもとに千葉県が県の計画として今ここに提案しているという形で私どもは理解しています。今ここで議論されている基本計画案の理念、方針、そういうものについては当然ながら尊重いたしますし、私どものいろいろな行政計画を今後進めていく上でも、この基本計画の理念等を尊重していきたいと思っております。

ただ、一つだけ。先ほど議長からも出ていました。それぞれの市はそれぞれの行政計画を持っています。その中で、この基本計画、今後出てくると思われます事業計画、そういう部分の中で、私はオブザーバーという立場で言っているのですが、市としての方針、行政計画は、やはり私ども市としても市民の意見を聞かなければいけないことが当然ありま

す。あわせて、市民を代表する議会、そういうところに行政計画を諮って了解をもらわなければいけないという形になっています。ですから、当初の円卓会議での再生計画案がこの基本計画の中では少し違った形になっているというよりも、より具体的なものが少し変更になっている。それは私どもとすれば、この再生計画案、もしくは基本計画、事業計画が議論される中で、私ども市として、それぞれここで議論される部分について持ち帰って、市の中での議論をさせていただくという形で進めていきたいと思っております。

市川市　　いま船橋市から出たのと大体同じようなことですが、私ども市川市も一生懸命に自然環境の保全とか再生には力を入れてきたつもりでございます。こちらの円卓会議よりもっと前から市民参加で計画もつくってきまして、それらについて議会の合意も得てきたということもございます。もしかしたら、私たちがつくったものはこちらの考えと違うものもあるかもしれません。ですけれども、大変関係の深いものもあると思います。ですからそれについて、いま倉阪委員がおっしゃられたように、調整が取れたものについてはということであれば、具体的なものについてはそういうものも出てくるのではないかと思いますので、その辺は少し柔軟に対応したい。ただ、いま船橋市から言ったように、ここで私たちが「いい」とか「悪い」とか言えるものではありませんので、それは持ち帰ってちゃんときちんとした手続を踏んで県と調整の上お答えしたいと、そういう考えであります。

浦安市　　基本的に同じですけれども、当然、私どもの計画についても市民参加あるいは市議会の了解を得た形で計画されておりますので、その点だけお含みおきいただければと考えております。

習志野市　　ただいま出た意見につきましては、持ち帰りまして次回にお答えしたいと思います。

大西会長　　ほかに委員の方からご意見ありますか。

川口委員　　今、県からの意見とオブザーバーである各市の意見が出ましたが、私が委員になる前から、この円卓会議も含めて再生会議で一般的な批判というのは、この会議は何も結論が出せないのではないかと批判です。それはなぜかという、この円卓会議で諮って案ができて、県が検討する、それをまた各行政でやる。総論というか理念の段階では皆さん特に反対も何も出ないのですが、いわゆる各論というべき実施計画になったときに、それぞれの市町村の事情が違う。いま言ったように議会の問題がある。市町村のそれぞれの市民の関心の度合いも違う。そうやっていくと、この再生というのは、皆さんはいつまでに何を実施しようとしているのか。それが見えてこないために、僕の知るほとんどの人は、円卓会議って何もできないんじゃないの、何も結論が出ないんじゃないの、そういう意見がほとんどです。ですから少なくともこの2年間で、先ほど習志野の木村さんがおっしゃったように、この再生会議は、多数決ではないにしても、重要な問題は一つ一つこの会議の意思を発信していくべきだと思います。そうしなければ、県だって、何かつくろうと思っても、この会議でまた否決されるのではないかと、批判を受けるのではないかと、なかなか思い切った実施計画がつかれないのではないかとというのが僕の感想です。ですから、今の湾岸道路の問題にしても、終末処理場の問題にしても、直立岸壁の問題にしても、この会議としては今の時点で何が最良なのかというものを一つ一つこの会の総意として発表していくべきだと私は考えております。

清野委員　　今、市のほうのいろいろな計画があってという話を伺いまして、それから県のほうにお願いする内容として調整をさせていただくということがあったかと思っております。

私は、円卓会議のときの反省として、なかなか時間がなくて、市のほうでお持ちのいろいろな計画とか経緯を聞く時間とか余裕が全然ありませんでした。さまざまな調整というのはあると思いますが、もし市のほうでご協力いただけるようでしたら、ぜひ県のほうに調整していただいて、市のほうでいろいろな計画を持っていらっしゃると思うので、それを三番瀬再生計画の文脈である程度ポイントを絞っていただくようなレクチャーの機会といたしますか、そういうのを教えていただくと非常に具体的なところに踏み込みやすくなると思います。

これは、特に海岸の計画につきましては、千葉県の海岸保全基本計画の中で、海岸というのは地先の海で市町村を中心にいろいろなマネージメントをしていくということで、市町村主体の海岸づくりを方針として決めておりまして、県内で鴨川とか和田とかそういうところでやってきました。海岸づくりは、地元の市町村の協力が無いといいものになりません。ですから、全部の計画を勉強するのはオーバーフローしそうなのですが、再生会議の文脈で整理していただいて、ぜひここは知っておくべき点というのを教えていただければというお願いです。調整と言うとちょっと漠然としてしまいますし、いま「具体的なところに踏み込めない」という話もありましたので、その点をお願いできればと思います。

大西会長 集約したいと思います。

1 ページ、特にそのところが問題になっていると思いますが、これは例えば条例要綱案の中では、県と関係市が協定を結んで三番瀬の再生を一緒にやっというこも入っているのですね。協定は対等に結ぶのでしょうから、三番瀬の再生あるいは保全という旗のもとでそれぞれの主体が協力していこうという精神で、行く行くそういうふうになっていくといいと思うのですが、その基本的な協定は具体的に形になるかどうかは今後の議論としても、その方向性については大きな違いはないということだと思います。しかし、そこにはそれぞれの意思決定のプロセスがあるし、既に持っている計画があって、それがディテールになると微妙に違うということもあると思います。したがって、それぞれの計画なり考えを尊重しながら協力していくことが必要になるだろうと思います。そういうことを何らかここで書く。書く場所は、ここと最後の 33 ページ、ここらかだと思います。一つは、直接三番瀬の再生に関係のない事業に関して、それが三番瀬の再生を妨げないという、やや消極的な立場からの整理です。それから、三番瀬の再生を相互の役割を尊重しながら一緒にやっという積極的な表現。これをそれぞれのところに入れるということできたいと思いますが、よろしいでしょうか。

本木委員 当然の話ですけれども、自治体ですから、その基本計画については、いま会長がおっしゃるとおりプロセスを経て作り上げているわけでありまして、県がその調整能力を発揮するという場合も、各自治体のそういった計画を尊重するという立場でやることは、これは当然なのです。そのときに、「調整能力を発揮」というこの表現は、私は入れることは正しいと思っています、「はじめに」の中に。基本計画の一番初めですからね。そのときの表現については、十分慎重な表現を取らないといけないのではないかなと、こんな気がいたします。

倉阪委員 まず意見の背景だけ説明いたしますと、県が主体となって実施する事業を中心にまとめるということになると、特に私が心配している護岸について、護岸の事業だけ先行してまちづくりが取り残されるようなことがあったら、やはりこれはまずいだろうと、そう

いう趣旨です。したがって、護岸を検討するだけでなく、海と陸との連続性を確保するというような観点でまちづくりもあわせて検討が進められるように、県は頑張ってもらいたいということです。

それから文言についてですが、環境基本法の地方公共団体の役割の条項、34条だっただけだと思いますが、県は広域的な見地から市町村の施策の調整を行う役割が与えられていると思います。そこで「調整」という文言もありますので。そこは県がやっておかしくないというか、やるべき任務として与えられていると思いますので、「関係市が実施する事業を県が調整しつつこの事業計画を取りまとめていく」というような文言で、そこを明らかにしていただければありがたいと思います。

大西会長 さっき私が申し上げたような格好でここは考えたいと思いますが。

特にそれにご意見はほかにありませんか。

それでは、1ページについて、ほかに何かありますか。

あと1ページ関係では、円卓会議以来の情報公開とか住民参加ということをやったほうがいいのではないかという意見が後藤委員からあります。これは、どこか何らかの格好でこういうことを入れてもいいのかなと思っています。

竹川委員 円卓会議の計画、またはそれに基づいてつくられた条例要綱案には、この「はじめに」でありますように、幾つかの目標設定の前段としていわゆる基本方針的な部分があるわけです。そういう意味で、「はじめに」の中には、基本的な目標、四つの進め方、12の施策とずっとありますが、言ってみれば全体のフレームをここで書いている。いわゆる憲法で言えば前文的な位置づけになっていると思うのです。したがって、文言で言いますと、上から4行目の「『三番瀬再生計画案』をもとに」という部分ですね。今まで基本計画の策定の手続きは、忠実に条例要綱案に基づいた手順を踏んできていると思います。もしも(3)で再生計画案という中に条例要綱案も踏まえているのであればいいわけですが、条例要綱案は計画案そのものではないような気がしますね。したがって、「『三番瀬再生計画案』及び保全・再生・利用の条例要綱案をもとに」ではなくて、「基づいて」に変えていただきたいと思います。

それと申しますのも、この基本計画と円卓会議の計画案との結びつきを意識的に確認するような文言を、前文の中にきちんと入れ込んでいただいたほうがよろしいのではないかと。おそらく、先ほどの各関係市・関係者・地方自治体と県との関係、他の公共事業との調整・調和の問題、細かく言えばやってはならないことの罰則その他についても条項にはかなり入っていますが、それを個々にこの中に入れ込むということはかなり難しい状況であると思います。したがって、そういう基本的な方向づけの問題として、できればそういう精神をここに盛り込む意味合いで、「計画案及び条例要綱案に基づいて」という形でうたいあげていただきたいと思います。

大西会長 円卓再生計画案について、県の計画案が全部網羅することは当然できない。分量も違いますし。ということですが、円卓再生計画案については生き続けるということが円卓会議の確認でもありますし、円卓会議の後継組織としては、特に県の計画の中に取り込まれないところについても、そういう議論の結果ある方向が出されたということについては、それは尊重していただきたいという気持ちは当然だと思いますね。それをどこに書くかということについては、ちょっと検討したいと思います。

重要な点が幾つかありますので、急ぎたいと思います。

次は3ページの関係ですが、ここで少し歴史的な記述が「背景」ということであります。かなり歴史については円卓再生計画案でページを割いて記述しているのですが、今回の県の計画案の性格上それはかなりコンパクトになっているということで漏れがありますが、過去の歴史について、せっかく円卓再生計画案にいろいろ書いてあるので、そんなに詳しく書けないわけですが、もう少し書いてほしいという意見が強いようですので、非常にコンパクトな格好にはなりますが、少し補うことはできるのではないかと。逆に工藤委員からは、きょうはご欠席ですが、「歴史的背景については既に書いてある」という意見もあります。その辺を勘案して、あまり重複感が出ないようにコンパクトに整理する。

あと3ページ関係では、これはかなり大きな問題の一つですが、個々のパートですね。猫実河口域の評価をどうするかとか。これはほかのところにも出てくるのですが。それともう一つは、例えば、これはこのパートではないですが、干潟が失われた原因を地盤沈下と埋立を同列に見るのか、埋立を中心に考えるのか、そういった点が議論になりますが、3ページのところで何か特に発言する委員がいたらお願いします。

ここに書いてあることはわかりますので、これがそのまま受け入れられるか……バッティングするところもあるのですね。なかなか難しいのだけれども。猫実河口問題が一番大きいですかね。

3ページ関係で何かご意見がありましたら。

後藤委員　　この記述でうっかりしていたのですが、一つは、僕は意見書の中で、昔は旧江戸川のほうからずっと流れて淡水が供給された大きな流れがあったというので、「潮流の変化」という言葉を入れたのですが、もう一つ、河川のほうから悪くなったという事実もきちっと入れておいたほうがいいのか。ずっと豊かな漁場であればおそらく漁業放棄問題もなく埋立もされなかったという認識がワンステップとして入っていないので、その部分は川から悪くなってきたのだということをごどこか1カ所入れておいたほうがいいのかと思います。

大西会長　　ここは事実を整理するということなので、かなり分厚く事実関係の整理が円卓再生計画案で行われていますが、これをさらにどうやって要約するかという話です。もしこういうことは入れたほうがいいのかというのがあったら、ご指摘ください。

木村委員　　歴史の中でたまたまある資料を見たら、こういうときに埋め立ててきたとか、人工海浜をつくったとかいう形ではあるのですが、それはどこの指導で……。例えば市川の人工海浜の場合は、環境庁の指導によって、それを市川市でいろいろ考えた結果、大きい人工海浜ではないけれども小さい人工海浜をつくっていくと。人工海浜の考え方というのは、人工海浜でいいのではないかと、それも立派な自然の再生ではないかというような考え方で、基本的に最終的には市川市としては人工海浜をより多く造成していてもいいというような要望書を見たのですね。

僕はここで提案したいのだけれども、各市が、この再生会議を受けて、それを十分尊重してまちづくりという考え方を言っていました。もう既に各市で三番瀬に対する要望事項ができていないかと思うのですよ。そういうことについて、今まで検討してなかったということなので、できれば次回の会議までに、各自治体から現時点の要望事項を資料として出していただきたいと僕は提案したいのですけれども。それは今までやってな

かったと思うのです。実際にもう出ているのです。これからやるんじゃないのです。もう要望事項があるのです。その中に、人工海浜というのはこういう考え方でいいんじゃないかという考え方があるわけです。そういうのが一般に明らかになっていないのではないかと思うので、今回発言したので、ぜひこの次までに、現時点でもいいですから要望事項を。その中に歴史のこともきちんとある程度検証できるのではないかと、僕はそう思いますけれども。

大西会長 おっしゃっていることがちょっとわかりにくいのですが、ある市が埋立計画を持っているということですか。

木村委員 そうではなくて、三番瀬に対する基本的な要望事項を現時点ではもう既に持っている。書類としているいろいろ形としてある程度あるのではないかと僕は思いますけれども。三番瀬があって、投げられてからつくるのではなくて、現在、大変な堤防の問題とかいろいろあるわけですから、検討しているはずですね。その資料が全然ないわけです。だから、行政に対する……。

大西会長 円卓再生計画案をつくる時は、それぞれ行政もオブザーバーなり何なりの格好で加わって、それぞれの計画を、例えば市川の計画を円卓会議で聞いたりしていますので。

木村委員 聞いたときに資料として出してほしい。

大西会長 資料としても出ていますね。

木村委員 資料を見たことない。もっと詳しい資料があるはずですよ。あると思います。聞いてみてください。

吉田副会長 私は「はじめに」のところまでは一般的なことなので黙っていたのですが、これからの進め方として、一つは、県が今出している三番瀬再生計画（基本計画）素案を直していかなければいけないわけです。まずは具体的に何ページの何行目をどう直してほしいというのは、この会議としては一番やらなければいけない部分だと思います。まず、それがあれば、きちっとそれをやっていく。それ以外にお気づきの点で、附帯意見として、具体的にここを直せというのではないけれども、こうしていただきたいとか、こういった資料が欲しいとか、それはそれでやっていただいてもいいと思うのですが、どんどん新しいことをやっていくと、これを直すという作業が全然できなくなってしまうのではないかと思います。別に意見を遮るわけではないのですが、進め方として、まず、ここここはこの会議の合意として直してほしいと県に言いたいところを確認する。それから、全部の合意でなくとも、こういうふうに考えていただきたいとか、これからの個別の会議の中でも留意していただきたいとか、そういったものを附帯意見としてつける。そういう進め方をしたほうがいいのではないかと思うのですが。

倉阪委員 進め方についての提案ですけれども、まだ各委員からの意見あるいは県民からの意見をどういうふうに文章化するかという作業ができていないわけです。きょうは大体のあら方の趣旨説明をそれぞれ意見を出した人がして、では誰がそのパートについて修正案を書くのかというところの割り振りを考えて、次回にその人がたたき台をつくって、その修正案をこの会議のものにしていくという手順を決めて、テキパキとやらないと多分終わらないかなと思っております。

大西会長 協力的なご発言をいただきまして、ありがとうございました。具体的な修正について検討したいというのはきょうの趣旨ですが、こういう議論をすると、そもそも論に行き

やすいのです。

川口委員　私も今の倉阪委員と同じで、委員や一般の発言をどういう形で取り扱うのかを確認したかったのです。例えば、各委員から出て、それに対して反対意見を言わないと、この会の総意として県のほうは取り扱ってしまうのかどうかということを確認したかったのです。

例えば、今、3ページについて意見をということだったので、具体的に言いますと、大西会長から出たように、猫実川の問題が一番ネックになると思うのです。それは誰でネックになるかということ、漁業者と。特に環境団体の系統の方は、現状、泥の中でも、汚れた中でも生物がいる、それを全部保存したり保護したりという考え方ですが、漁業者から見ると、それはまるで漁業の成り立たない環境であるわけです。「泥干潟が貴重である」と明記すべきということ、この再生委員会の存在がまた漁業者のほうからは反対されてしまう。そこで県と各自治体が板挟みになって、何の結論も出ないという話になってしまうと思うのですね。

ですから、きょう委員から出たものに異議とか反対があったら、全部言っているのでしょうか、きょうは。

大西会長　はい。

川口委員　わかりました。

大西会長　議論の進め方については、なるべく実践的にやるというふうにしたいと思いますが、その上で、3ページにもう1回戻って。

佐野委員　今、川口委員から、3ページにかかわる私の意見「猫実川河口域が泥干潟として貴重であるということをお知らせすべき」ということについてお話しされたのですが、基本的に川口さんの理解はちょっと違っているのではないかと思うわけです。

といいますのは、円卓会議が出した再生計画案を尊重しつつ、この基本計画素案ができてきているわけです。それは先ほど県の方もおっしゃったわけですが、その計画案の101ページ、傍聴者の方にはお手元にはないかもしれませんが、委員の方々にはお手元にあると思いますが、そこに、陸と海との連続性をどう回復するかという項になるのですが、「市川市所有地から猫実川」というところに「この区域は貴重な泥干潟を保全するゾーンとし」というふうに明記してあります。つまり、これはかなり円卓会議の中で議論があったのです。データもいろいろ出てまいりました。そういう中で、汚い泥干潟というのではなくて、「汚い」という事態が我々人間の主観なのです。泥を好むような生物たちが、ちゃんとそこを選んで棲みついているわけです。それが三番瀬の種の多様性とか環境の多様性を考えていく上で非常に重要だという認識を円卓会議の皆さんがしたので、ここは泥干潟として貴重だから保全しようとなったわけで、川口委員の理解は違っているかなと思いますので、指摘しておきます。

私が言いたいのは、そういうことでかなり議論があって再生計画案の中に明記された事項であるから、再生計画素案の中にはそこら辺を踏まえてきちっとそこは記述すべきなのではないか。

あわせて言わせていただきますと、円卓会議の調査の中で、三番瀬全体としては砂質化が進行しているのだということも最新のデータとして出てきたわけです。現状の三番瀬をどう認識するかというのは、科学的なデータもきちっと踏まえて、その上で再生計画はど

ういう方向でいくのかということを書き込むべきだろうと思ひまして、こういう意見を出したわけです。

川口委員 一言よろしいでしょうか。

佐野さんがおっしゃっていることはよくわかるのですが、それでは、なぜここに漁業者はいないのでしょうか。

大野委員 この基本再生案の「はじめに」というところに、(1)で「生物の多様性の回復」と、第1項目目から書いてありますが、私の記憶によると、昭和20年代には海老川河口にもアナジャコが多数生息していました。それは、沖合よりも、砂地というよりも泥に近い、そういう形でした。当然、生物の循環からすれば、多様性ということが絶対にいま必要です。いま東京湾で何が問題かということ、魚がすごく単純化というよりも、単数といいますが、数多くの種が激減しています。そういった中では、これは、もっともっと、こういう議論ではなくて、なぜそこにアナジャコがいて、アナジャコが周りの生物にどう影響を与えているとか、そういう調査をしていかなければならないのではないかと。これは絶滅させるのは簡単だと思いますが、そこに生き物がいるということはもう少し研究する必要があるのではないかと。私も漁師ですけれども、底辺にいろいろな生き物がいなくて生態系は広がらないのですね。そう感じます。だから漁業者も、そういった面では深く考える必要があるのではないかな。

私は漁業者ですけれども、疑っているんですね。というのは、3ページ、この歴史の中に、平成4年から始まっていますけれども、こういうことを言っているかわからないですが、私は平成2年まで組合長をやっていました。4月から新しい組合長になったのですが、5月か6月に、さっき要望書の話がありましたけれども、南行徳、行徳、船橋漁業協同組合で埋立促進の陳情をやっています。これが平成2年の5月か6月ですよ。漁業者というのは、「食べればいい」という人も大勢いますから。

この間、サンフランシスコ湾をどうして学んだかといいますと、彼らはかけがえのない天然資源という位置づけで合意して、そうすれば開発もどうするんだと、そういう基本的なことがみんな合意になっているわけです。交通のことも、炭酸ガスが海水に溶け込むから、駐車場は海岸から100フィート離してつくらなければならない。今はずっと進歩して、海の面積は減らしちゃだめだと。200haあるいは1,000ha埋立するとすれば、かつての埋立のところをまた1,000haお金を出して戻しなさいよと、そういうことをやっているわけです。だから、基本的なところは、生物の多様性とか三番瀬再生計画案をもとにと、これらをきっちりやっていかなければならないと私は思いますけどね。

市川市 大事なことなので確認させていただきたいと思います。

泥干潟が豊かだとか貴重だとか、そういうことを言っているのではないです。泥干潟がどこにどれだけあるのかと、そういうことをちゃんとしないと。科学的に議論するというのであれば、どこにどれだけあるのか。前に県が調査した補足調査の中でも、あそこには干潟はないというふうに私たちは認識しているのです。私もずっと見ていますけれども、干潟は普通は出ません。ただあれを泥干潟だと言い張ってしまうというのは、そうすると、みんな見ていればそこに干潟があると思うじゃないですか。では、どこにどれだけ面積、どの位置にあるのですか、猫実川河口ってどこまでですか、そういうあやふやな議論になってしまうので、「きちんと科学的なデータに基づいて」といま佐野さんがおし

やったとおり、そういうものに基づいて議論していただきたい。ぜひ清野委員にお伺いしたい。泥干潟というのは、どこにどれだけあるのですか。

大西会長　　ちょっと待ってください。これについていろいろな意見があるのは私も承知していて、これだけで何回も今までも議論してきたし、これからもできると思うので、ちょっと集約したいと思います。

例えば円卓再生計画案の表現は、「猫実河口」とは書いてなくて、「泥干潟」という言葉は使っていますが、「市川市所有地から猫実川側」という範疇の中で「この区域に存在する泥干潟」という表現で、それは提案のように「猫実川河口域」とすると少しニュアンスが違う。

それから、干潟を残す、あるいは浅海を残すという議論が一方であるのに対して、片方で護岸の提案も絵つきでいろいろされているんですね。厳密に読んでいくと、何となく円卓再生計画案の中で相互に対立するような図とか表現もあるわけです。この辺は、これからそれぞれのパートで事業計画あるいは実施計画をしていくときに、順応的管理というのは具体的にどうやっていくのかということを含めて詰めていかなければいけないことだと思います。

あらかじめこの基本計画を議論しているときにそこまで先取りして議論はできないだろうということで、全体の確認ですが、円卓再生計画案を踏まえつつさらに細部について詰めていかなければいけないことは、事業計画なり実施計画の中でこの中のメンバーも議論に加わることになりまして、重要なことについてはここに報告されたり、事業計画については諮問されるということになって議論の機会がありますので、そこでやっていきたい。そういう意味では、曖昧さを残して基本計画は書くということにならざるを得ないと思います。

歌代委員　　私も会長の意見に賛成です。ということは、まだ猫実川河口は検証段階なのですね。佐野さんが「きれいになった」とおっしゃっていますが、カキ礁ができて素晴らしいというお考えもあるでしょうけれども、あれは今年1年かもしれないし。今は検証段階だから、「はじめに」の前段にこれを載せなくても、後でまた出てくるのだからいいのではないかと思います。

倉阪委員　　検討すべき項目はたくさんありますので、私の提案としては、「背景」のところも文章を清野さんに原案を書いていただくようお願いできないでしょうか。それも科学的におかしくない文章。具体的にどこに貴重なものがあるかというのは個別のところではやればいいわけで、ちゃんと調査をしてやるというのはそもそもの方針ですから、ここで決めつけることはないと思います。「河口域全体が泥干潟である」という書き方ではないような、そういう書き方に多分なると思うのですが、そういう原案づくりを清野さんをお願いするという提案はいかがでしょうか。

川口委員　　基本計画の中に、長期と短期というか、再生なのに何年頃に遡っての目標という数値がないのですね。ですから、再生といっても、それぞれの委員で定義が違うわけです。猫実川河口域一つをとっても、僕が育った環境では、これはヘド口の海ですからね。僕が育った海は、こんなものは海とは言いませんでしたから。ですから、どこまで1回再生させるのか。60年の初頭なのか、長期的には昭和40年に戻すのか、あるいは22、23年までに戻すのか。そういうものが基本的理念としてうたわれていないから、例えば当面はど

こまでで、行く行くは 50 年後にはどこまでとか、そういう何年まで遡るといふ目標がないから、みんなそれぞれ意見がぶつかるので、現状を残せばいいといふのであれば、猫実川の……。我々が子供の頃は、「泥干潟」といふ言葉はありませんでしたよ。

大西会長　今の議論は、まだご意見が残っていると思いますが、猫実のところはあとまたこれからも出てきますので、そこで。

佐野委員　ちょっとだけ言わせていただけませんか。

大西会長　どうぞ。

佐野委員　市川市が言われたことですが、円卓会議の中では、私たちが行った市民調査のデータとか写真も見ていただきました。その中で確かに干潟は存在していて、一番干出する時期では 5 ha から 6 ha くらいが出ます。シルト分が非常に多くて、一部、先ほど川口委員がおっしゃったようなかなりヘドロ的な部分も局所的にはありましたけれども、酸化還元電位等も測定して、それほどひどい状況ではなく、またたくさんの生物がいることは、前回のカキ礁のスライドショーで見ていただいたとおりです。確かに 1 年じゅう同じようには出ない。それは潮の関係ですから仕方がないわけで、でも明らかに干潟、干出域はあそこに存在します。

さらに言わせていただきますと、三番瀬円卓会議の中で調査した中で、ほかは全部地盤が沈下傾向にある、つまり侵食されている傾向にあるのだけれども、あそこだけは堆積傾向があるということもわかってきております。そういう意味で、先ほどの発言は誤解を招く恐れがあると思ひまして、発言させていただきました。

市川市　先ほど言ったとおり、県の自然環境補足調査の中でそこは干潟として認められていない場所ですから、それ以降干潟が発達したのか、あるいは年に何回も出るのか。例えば、春に出るときもあります。しかし、ほとんど一年じゅう通して干出しない、そういう場所を干潟と言っているのかどうかを、私は清野さんに専門の方としてお聞きしたかったわけです。もしそれで干潟だといふのであれば、その 5 ha なり何なりがどこの位置にあって、そのことを言っているのだよといふふうにしていただければ、それはそれでまた議論ができるのではないですか。どこまでもずっとそれが泥干潟だといふ印象を持たれてしまっただけではいけませんし、あるいは、本当にそれが干潟なのかどうか、どういふものといえるのかどうか、そこは私が言うのではなくて、専門の方にお聞きしたい。

大西会長　清野さん、何回も名前が出てきている。一言言って、まとめてください。

清野委員　市川市がおっしゃる部分できちんと位置を特定してということもそうですし、補足調査以降に円卓会議の関係でいろいろ調べた調査もございまして、また猫実川河口に関しては、泥干潟の機能に関する論文も近年多く出ていますので、いずれ、きちんとしたこの問題だけにトピックを絞った会議をやりたいと思います。場所の問題が特定されないということだったので、県のほうで地図をつくっていただいて、きちんと三番瀬の中に番地がつくような、碁盤目に切って、その中でお互いの認識をすり合わせようということもやっておりますので、報告が遅くなっていますが、そういったところでやりたいと思います。干潟の地形的な意味とか、それがどこの地盤に相当するかといふのも、資料をそれに向けてつくりたいと思います。

大野委員　今、干潟という問題になっていますが、干潟といふのも、「はじめに」の(1)(2)(3)(4)……生物の多様性とか漁場の生産力の回復とか、これを全部検証してい

けばいいじゃないですか。干潟をつくるのが自然をどうのこうのじゃなくて、泥干潟を残そうと言っているこちらは、アナジャコがそこにいるということを言っているわけです。それからもう一つは、カキ礁があるということを言っている。チェサピーク湾においては、カキの回復が湾全体の回復に一番重大だということを言っているわけです。こういう事例を見れば、そういうものは大事だということなのです、本当は。

大西会長　今は3ページを議論していたのですが、5ページにも出てきますし、今の干潟関係は何回かこれから出てくるのですね。それについては事実関係の整理とかいうことでまとめて、次回、文章として提案する。

この評価について議論していくと、かなり……。

大野委員　議論じゃなくて、私は事例報告として。川口さんは、泥干潟はかつてなかったと。市川港ができる以前、江戸川放水路の河口域は、もう泥干潟ですよ。長靴がほとんどもぐるような泥でした。だけど、色はこういう色でした。酸素のある泥でした。川から流れてくる。それはまさに泥干潟でした。

川口委員　僕らは、干潟というのは、4キロも5キロもずーっと続く、それを干潟と言っていたんですよ。新しく造語して「泥干潟」と言って、干潟、干潟と言っても……。結局、どこまで戻すかという再生の概念がないのですよ。前回の漁業再生委員会で、初めて「60年代初頭に戻ればいい」という具体的な数字が出ました。それで合意ができれば、今の汚れた海でもう十分なわけですよ。僕はそうは思っていない、再生というのは。昭和30年、そういうふうに……。

大西会長　再生の概念については、単に現状保存だけではなくて、再生ということに踏み込んでいるわけですが、一体どこに戻すことが再生か、いつの時点が理想的な姿かということについては、それぞれ違うのですね。一番魚が取れたときだ、貝が取れたときだというものもあるし、あるいは三番瀬の昔の姿に戻せという意見もあるかもしれない。そこは順応的管理をしながら、全体としての環境保全と再生をどう調和させるのかというのが一つのテーマですね。そこは方向性は出ていても、いつの時点かという定量的な話は合意ができていないと思います。それはまさに、議論のプロセスで順応的管理の中で一步一步実現していくことなのだろう。それが円卓会議の結論だと思いますね。

時間が非常に大変になってくるので、干潟関係は一つまとめた整理をさせていただくことにして、少し先に進ませてもらいます。

今、3ページを見えています。

次の意見は、図面等を入れてわかりやすくしてはどうかという意見です。これは、わかりやすい図面が円卓会議報告書にあれば、それをここに入れるなり工夫をしたいと思いません。

次の川口さんの意見とその下の工藤委員の意見は、これは4ページから5ページにかけてであります。5ページは非常に重要なところで、幾つかご意見があります。

一つは、「防災」という言葉が明示的でない、護岸の整備等について防災ということが非常に重要だという指摘があります。ただ、一方で川口さんは、防災というのが無制限にどんな災害にでも対処するということになる、非常に高い堤防が要るとか膨大な費用がかかるので、ある種のバランスが要するという現実論も述べられているわけです。現実論の書き方は誤解を招きやすいので難しいと思いますが、それはある意味で何年洪水という言

葉の中にあらわれる当然の発想なので、防災ということの一つ入れていきたいと思います。それは川口委員、工藤委員の記述に対応したことです。

それから、3ページの一番下、後藤委員の言葉があります。この辺は「干潟」と「浅海域」という言葉をどう使っていくのかということですが、厳密に言うと、干潟を増やしていくと浅海域が減るとい、数学的に言うとそういう関係にもなったりするんですね。そういうふうを考えていくとややこしいのですが、精神としては海の環境を守っていかうということなので、そういう趣旨が誤解のないように伝わる表現にしたいと思います。

それから4ページ。左側のページでまだ5ページが続きます。ここはちょっと議論になるところですが、一番上のは後にします。

次の二つ目が、これも何人かから意見が出ているのですが、「漁業者の経験的知見」ということが幾つか使われていて、それと「科学的知見」ということと両方使われているのですが、ここで「科学的知見」を補うというご発言です。一般論として言えば、経験的知見も漁業者は持っているし、もちろん科学的知見も漁業者は持って、そうでないと漁はできないと思いますので、それは矛盾することではないと思います。あとは修辭的な問題かなと思っています。

それから後藤委員の意見は、これも精神としてはそのとおりですね。「パブリックアクセスの向上」ということがあったほうがいいということです。

その次の米谷さんのはちょっとわかりにくいのですが、48ページの図があるとすべていいというのは、後で説明してください。

米谷委員 再生計画案の48ページの表です。イメージワーキングから出たこれです。

大西会長 これはきっと載せられないね。こういうのは説明が要りますよね、基本計画だから。これは全体にかかわることですが、ここで取り上げない円卓再生計画案をどういうふうに位置づけるのか、それも検討したいと思います。円卓再生計画案がこれでおしまいということにはならないと思います。

米谷委員 このときに、中期が数十年、長期は100年とか、短期はすぐにアクションを起こす項目だったと思います。ここに年代が入ってなかったのですが。

大西会長 48ページには、年代は入っていないですね。

米谷委員 はい。ないですけども、イメージワーキングとしては大体年代の話は出ました。短期は、すぐにアクションを起こす項目ですね。

大西会長 そうということですね。だから円卓会議としてはいろいろな議論をしてきたということですが、これを再生計画案にどう書くかということですが、この表そのものをポンと載せるといのは、全体のバランスからいくと適当ではないかもしれません。

何か特にこの点だけというのがあれば、また出していきたいと思います。

これは一つの区切りですので6ページまで行きますと、6ページはお手元で表になっているところですが、これはそんなにギリギリやらなくてもいいように思いますが、幾つか提案が工藤委員、吉田委員から出ていますので、これらをそれなりに踏まえて整理した。ただ、工藤委員のは、再生計画案にも漁獲高のグラフが出ていますので、このところはそのグラフを参照していただければいいのかなと思います。つまり、この主張についてはそこで明示されているということですね。

大野委員 5ページの「1 生物多様性の回復」、ここに「三番瀬に見られた藻場、洲」とあ

りますが、これは「砂州」。それから、「泥干潟」が気に入らなかつたら「泥地」。そしてもう一つ、殻地というものがかつてあるわけです。今もあるわけです。殻地というのは貝殻地ということです。今も存在します。で、多様な環境ということです。

大西会長 5ページ、6ページ関係は、さっき私が言ったところは、そんな方向で必要な修正を加えたいというのでご意見を受け入れるのですが、本文に大体その意見が入っていればあえて変えなくてもいいということになると思います。

吉田副会長 5ページ、6ページでは、私は「再生計画の目標」のところを担当しましたので、米谷さんの円卓会議が出した報告書の再生計画案の48ページにある図を入れるということは賛成です。

なぜかといいますと、それは細かいとお考えかもしれませんが、かなりしっかり議論したもので、長期的な再生の目標、短期的にやっていかなければいけないものと整理して、そして長期的なものには近隣市町村などの合意なども必要であって、そういったことの中から長期的にかかかっていくとか、そういうこともちゃんと議論されたものです。

先ほど再生の話がございましたが、再生というのは、今、再生の生態学というのが非常に盛んですが、「形態の再生(リストラクション)」と「機能の再生(リハビリテーション)」と二つあります。でも、川口さんがさっきおっしゃった4キロ先まで広がっている干潟というのは、私も子供の頃は谷津干潟は谷津遊園から先はずっと4キロ広がっていたところで覚えがありますが、それを回復するには陸は全部海に戻さなければいけないわけです。それは形態的には不可能だろう。だから、少なくともいま機能が残っているところは、それを維持し、さらによくしていかなければいけない。もちろん形態のほうもできれば少しずつ戻していったほうがいいのだけれども、それは長期的なほうに入って、合意を得ながらやっていかなければいけないことだ。機能のほうについては、そこがいい機能を持っているのか、いや、そこはもう汚れただけだという、そういう評価の違いがあると思います。それは、先ほど清野さんなどがおっしゃった、もう少し今までのデータを整理して、科学的にここはこういう機能を持っているのだということを経験者の合意を得たほうがいいと思うのです。そういうふうにはやっていかないと、一足飛びに長期的なところまでは行きませんので。

それを表わしたのがこの48ページの図ですので、すごい細かいなと思われるかもしれませんが、よく見ていただくと、かなり長期的なものに向かってどういうふうにはステップを踏んでいけばいいかというのがよく書かれたものなので、県としても合意できれば入れていただきたいと思います。

大西会長 おそらく、図を入れるというのは、説明を入れるのでしょうね。これだけで自立的に何か語るといふふうには……。そこは検討してみたいと思いますが、わかりやすくしなければいけない。県民に対する計画ですので、ボンと複雑な図があっただけではメッセージになりにくいと思いますので、そこは、次回、議論をもう一回したいと思います。

清野委員 これは、再生の議論の中で残念ながら科学的な議論がなかなかできない中で、多分、吉田さんとか私の再生に関する分野としては最後の砦のような図です。これは、残念ながらいろいろな再生に関する概念の整理がなかなか伝わりにくい中で、手近なところからできること、それから未来までということで整理したものですし、再生イメージワーキングには米谷さんとか大野さんとか研究者ではない方にも入っていただく中でつくっていった

ものです。ですから、これを抜いてしまうと多分科学的な議論が混乱してしまうので、吉田さんと私と再生イメージワーキングに携わった人で、一般の方にもわかるように若干キャプションを入れて、何とかこの中からできることからやっていこうよとか、未来はこうしてみようとか、足がかりをこの中から見出していただけるようなものとして、ぜひ入れていただければと思っています。

大西会長　このまま載せてもわからないと思うのですね。

清野委員　その説明を。

大西会長　それが5ページ、6ページですね。

こういう文言の説明で、文章でないとなかなか……。図は付図ということになるでしょうから、ここでどうやって表現するかということですね。もちろん付図をつけるのは構わないと思うのだけれども、付図だけというわけにはいかないと思いますね。それをいかにコンパクトに……。今、元のものが5、6ページですね。これはモディファイする、ディヴァイスするということですかね。

まだ先があるので、そこまで、ここは今のような格好で、これも深みにはまっていくなかなか出口がないのですが、できるだけわかりやすい格好で整理する。再生については非常に長い時間がかかるので、これからそこはステップ・バイ・ステップで議論を深めていくことができると思います。当初の段階で何が必要かという観点からもう1回見直すということにしたいと思います。

本木委員　5ページ、6ページの関係で、工藤委員が「長期目標を再生項目に変えて当面の目標もここにしたらどうですか」という提案をされているのですが、項目の変更は別といたしまして、基本計画であればこの程度でよろしいのかなということを確認しておきたいのですが。再生計画案の160ページ、再生計画の目標として長期目標と短期目標が定められているわけですが、この基本計画の6ページには長期目標の部分、そして達成イメージが整理されているわけですが、その前に5ページにその説明がしてあるのですが、いわゆる計画案の160ページに言っている短期目標もこの中に入っているという理解をすると、この表現だけでは、長期的視野に立ってということだけですので、いわゆる計画案に言っている短期目標のほうはどういうふうにこの中で理解していけばいいのか、ちょっと疑問なのですが。

川口委員　今の意見とも関連しますが、短期目標と長期目標で概ねの概念を示すべきだと思います。短期は何年頃から何年頃まで、長期は何年頃から何年頃までと。目安のない書き方をしていますから、長期といたってどのくらい長期なのかさっぱりわからないわけです、これを読んでも。短期であれば概ね5年から10年だとか、15年の間だとか。何かつかみどころがないと、これを読む人も何も、またそれぞれで議論が違ってしまいますので、ぜひ短期と長期の中に概ねの概念の数字を入れるほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

大西会長　具体的には事業計画で個々のパートが事業化されますね。そうすると、その事業計画には実施計画、毎年の事業が必要になってくるわけです。それぞれに事業目標が出てくるので、そこでそれぞれの事業についてははっきりしてくるわけですが、事業はある意味で各論だから、三番瀬全体の環境がどうなっているのかということとは少し違いますね。そこをうまく切り分けて今の段階で書けるかどうかということだと思います。

川口委員　事業計画というのは、行政というのは大体単年度ですから。また、行政の形態、首

長が代わってしまえば、新しい首長によってまた施策も変わってしまうということもあるわけです。ですから、この三番瀬再生会議の2年間で何かを書くとしたら、そういう数値目的を入れることもとても大事なことだと思うのですけれども。それは実現できなかったらどうこうじゃなくて、少なくともこの会議でそういう長期と短期の年代的な概念は持っていたほうがいいと私は思っております。

大西会長　その議論をすると、おそらく6月までの答申はできないと思います。数字をすべての項目についてある程度揃えていくというのは、かなりの作業だと思います。トライするということですね。

川口委員　短期だったらどの辺までやる、長期だったらどの辺までやるという、そういう大まかなあれです。

大西会長　それは裏づけられないといけませんよ、やるということが。これは県の計画だから。我々の計画ではないので。要望ではありませんから。そうすると、県がどう考えるかですが、我々が県に提案をするという場合には、県が力を入れればこういうことができるはずだということを踏まえて出さなければいけないということですね。それが三番瀬の再生のいろいろなパートについてできるのかということです。

川口委員　だから、県が目標を持ってもらえばいいだけの話ですよ。

大西会長　今、我々のやり方は、基本計画の中で方向を示して、それを事業計画の中で具体的に展開してもらおうと。それは横につながるのモニタリングでやるということですね。

大野委員　『三番瀬再生計画案』をもとに」というと、これは戻っていくわけですね。ですから、これを、「はじめに」あるいは総論という形でこの文章の中に太字で書いてくださいよ。

大西会長　何ページの話をしているのですか。

大野委員　1ページへ戻るわけですね。先ほどの意見が、これに戻っていくわけですよ、最終的に。ですからここは、「……をもとに」というところを太字で書いてくださいよ。これを重要視するということで。

大西会長　はい。バイブルはここにあるということで。

私の議事進行のもくろみが大分はずれてきて、きょうは最後まで行きそうもないということになってきて、修正が必要ですが、もうちょっとやりたいと思います。大変恐縮です。山が幾つかあるのですね。次の山は7ページにありまして、7ページが「再生に当たったの進め方」というところで、ここに幾つか意見が出ています。

この中では、7ページの最初の竹川さんの意見はちょっとわかりにくいですね。こういうふうには書き直すという自信はありません。

吉田委員、後藤委員、中田委員、これは主張を踏まえて何らかの整理ができるのではないかと考えています。

その次の佐野委員が「計画の見直し及び中止等」と書いてありますが、これは見直しということがそれを含んでいるのだらうと思います。

それから、後藤委員が「環境団体」というのを入れたらどうかというご意見で、NPOとは区別して書くのかどうかということがありますが、これは意味内容としては、当然、環境団体を否定するものではないということですね。

というような感じですが、何か皆さんのほうで7ページ関係でご意見ありましたら願

いします。

後藤委員 中田委員のご意見はかなり大事なところで、「明確化のためには蓄積データの活用と解析を……『進め方』の中に位置づけておいたほうがよいのではないか」という意見は、これは今までのデータ蓄積がありますので、文言として入れておくべきことだろうと思います。

大西会長 今言ったのは全部入れようということです。

ほかに……。よろしいでしょうか。

8 ページ、これは工藤委員がいないので、東京湾の評価、なかなか微妙な表現なので、これは工藤委員と相談してみたいと思います。

下のページで7 ページ。8 ページ、これは清野委員の発言ですが、これはさっきのようなことでいいのですか。「関連する自治体と協力して」ということではいけないのですか。

清野委員 文案でここをこう入れてくださいというのを私はまだ出していなかったものですから、そういう形で趣旨をもう一度出して……。

大西会長 それは 10 ページの後藤委員の意見と重なるところがあると考えていいですか。すぐ下に後藤委員の意見があって、江戸川放水路とか行徳内陸性湿地とか、こういうことについて言及したほうがいいのではないかとということですが。

清野委員 後藤委員のコメントは主に河川に集中した内容だと思しますので、それと重複する部分もありますし、もう少し、「海底」とか「沖合」とか「底質環境」とか、そういう文言をキーワードとして適正なところに入れることにしたいと思います。

大西会長 千葉県もいろいろなことをやってきたけれども、これから再生に向かって進むので皆さん協力してくださいということを、少しわかりやすく述べるということですね。

10 ページまではよろしいでしょうか。

11 ページ、これがまたさっきの議論と同じで、これはさっき出た話題ですので、飛ばしたいと思います。猫実河口の評価の問題です。11 ページは、すべてその関係です。

12 ページのイメージ図についてもコメントがありますので、これが適当かどうかということですが、これは円卓再生計画案に出てくる図ですね。

倉阪委員 この図は確かに円卓会議の再生計画案に出てくるのですが、円卓会議の再生計画案は、この図は全く架空の土地であるということがわかるように、上のほうに違ったような形状の海岸線を書いているわけで、ここだけ抜き出すとちょっと誤解を受けるかなという気がします。

あと、こういうイメージ図だけ抜き出すというよりは、再生計画案の前のページにあるような三番瀬の再生の方向性も合わせて引用してもいいのではないかと。県の立場としては、再生計画検討会議がつくったこれを引用して、「これを尊重していきます」ぐらいの文章を入れておけば、県がもう一度文章で書き直すというのは大変ですから、付図の形で入れておくということで処理ができるのではないかと思います。

大西会長 ほかに 12 ページの図でご意見ありますか。これは、図は 49 ページ、その前の表が 48 ページにあるので、円卓再生計画案の 48 ページの議論と関連したものということでもあります。

その次が 13 ページで、ここも泥干潟の話が出てきますので、先ほどの議論とつながるところですが、ここも同じ扱い、一括した整理としたいと思います。

14 ページは、写真がよくないということですね。蓮尾委員。キアシシギ、一つは違うということですね。

蓮尾委員 それだけです。

大西会長 これは円卓再生計画案にも載っているのです、ちょっと問題ですけども。

9 ページ。

漁業者のことについて、漁業の役割に環境保全的な役割もあるのではないかということです。これは記述がほかのところにもあるので、どこに書くのが一番わかりやすいのかという判断で、趣旨としては既に書かれていることです。したがって、趣旨としては受け入れられるということです。

15 ページは、中田委員の説明が難しく、書くなればやさしくしていただかないといけないかなと。

中田委員 私自身は今回初めて再生計画に携わったわけですが、再生計画案を読んでいて、漁業の問題と自然の問題が並行的には書かれているのだけれども、それを有機的にどうつなげていけばいい再生案になるのかというのが読めてこなかったのです。けれども幾つかポイントがあって、一つは、多様性というのは先ほどおっしゃいましたが、あれは一つのポイントですし、あともう一つは、例えば漁場再生問題のほうで問題になってきているアオサの問題、あれをどうするかというのは自然の問題でもあるし、漁業の問題でもある。そういうふうな環境の問題と漁業の問題をもう少し書きぶりとして可能な限り関連づけて書いていくと、その間が溝が狭まっていくのではないかなと感じて、ちょっとわかりづらい書き方にはなりましたが、趣旨としてはそういうことです。

大西会長 できるだけ専門用語は限定して、我々にわかるように書いていただきたいと思えます。

ここは漁業のことについて少しつけ加えたいという趣旨で、漁業が非常に重要だということについては合意されていると思いますので、一定の修正を考えようということでありませう。

15 ページ、漁業者関係については、後藤委員、中田委員から提案があって、何らかの格好でこういうことを入れるということですが、具体的なところについては、例えば千産千消ぐらいは書くとしても、もう少し詳しい内容については事業計画マターなのかなという感じがします。

大野委員 15 ページの中田委員のボラの記述については、中田委員、誤っていますよ。ボラはたくさん獲れるんです。売れないから獲らない。採算が合わないんです、今の市場価格では。幾らでもいます。

中田委員 わかりました。

大西会長 グラフがありますね。これは漁獲がないというか、生産していないということですね。16 ページのグラフ、ボラも出ているのだけれども。

大野委員 「極端に低迷し」とありますね。これではちょっと誤解するでしょう。

中田委員 それでは、図の説明ももう少しきれいに書いていただく。誤解のないように。

大野委員 そうですね。

大西会長 次のページ、下のページで 10 ページに行ってくださいまして、17 ページに関するご意見があって、ここは三番瀬の特に干潟の喪失が埋立なのか地盤の沈下なのかという

ご指摘が蓮尾委員からあります。ここは、東京湾全体ではなくて三番瀬をいま対象にしていますので、三番瀬の中でどういう記述が一番適切なのか。二つの理由があるということについては、元の記述も蓮尾委員の意見も変わらないと思いますが、比重をどう書くかということだと思えます。ここは詰めて、修正する必要があるれば直すことにしたいと思えます。

それから、佐野委員、米谷委員が、浚渫窪地とか、青潮の原因について書いておられます。ここも円卓再生計画案にも出てくるところで、ここは適切に必要な言葉を使って整理したいと思えます。

大野委員　　ここも、「窪地」「航路」と入れるのだったら、港湾も大きな要因です。全部浚渫してあるわけです。

大西会長　　浚渫窪地とは違うのでしょうか。

大野委員　　この間、千葉港で問題になった川崎製鉄の港湾は、あそこは 35～36m、そして面積も広大です。沖の窪地よりも深くて広いです。航路も 18mあって、ずっと続いています。

大西会長　　その辺を踏まえて、ここは青潮の原因ということですので、どういう記述が適当かというのを……。

大野委員　　青潮の発生源です。これを書くのだったら、そう書かなければいけない。

大西会長　　わかりました。

19 ページは「海と陸との連続性」。ここは幾つか重要な点がある。ただ、ここについては護岸の検討委員会が近々立ち上がって議論することになりますので、その中で詰めていくことを前提に、どこまで基本計画の中で書くのかということで、ここも円卓再生計画案を踏まえながらチェックするというやり方を取りたいと思えます。

防災が強調されている。確かに防災がちょっと出てこないですね。これは少し補わなければいけないと思えます。

21 ページが「三番瀬を活かしたまちづくり」ということで、ここはいろいろ意見が出ています。ここも、趣旨としてはもっともな趣旨の意見だと思えますが、どこまで基本計画に書くのか。それこそ市川市がまちづくりのほうでいろいろお考えになっているので、それを支えるような格好で記述できるのがいいだろうという気がいたしますが、その辺の記述の程度の問題があるのかなと思えます。

本木委員　　21 ページ、この書き方は、「護岸・陸域」のワーキンググループでもいろいろ議論されたところですが、円卓会議の案の 119 ページでは、浦安の場合、あるいは市川の場合、習志野の場合、それぞれその地域の特徴をまず前提に持ってきて記述しているのですね。例えば浦安の場合は日の出地区、市川の場合は市川塩浜駅、行徳湿地、習志野の場合には谷津干潟。ところが船橋のこの表現が、「海を活かしたまちづくり」だけなのです。しかし、そうではないのです。これは相当議論をしまして、船橋の特徴は、三番瀬海浜公園を核とした人と自然が共生するまちづくりなのです。当然、浦安、市川、習志野のような表現をすれば、船橋の特徴的なものは、ふなばし三番瀬公園を核とした人と自然が共生するまちづくり、このくらいは表現するのは当然だと思えます。

大西会長　　円卓会議の案のほうでは、船橋も他の市と同じくらい分量を割いて記述していますが、ちょっとここは短いですね。

本木委員　　短い長いということではなく、思想ですよ。

大西会長 海を活かしたには違いないのでしょうけれども、もう少し具体性を持って。

本木委員 それは、海を活かして。

大西会長 海浜公園というところにポイントがあるということですね。

それは、これに追加した意見ということですね。

本木委員 表現として当然だと。そういうふうな表現を取る。

大西会長 ここにないので。

はい、わかりました。

最後のページが 12 ページ、13 ページで、ここはラムサール条約の書き方。これはある定型的な書き方で条例要綱に書きましたが、それを使うことになるのだらうと思いますが、それと原文がどうかということですね。

それから、マネージメント・サイクルの絵が適当でないとか、いろいろ意見を。

一番上の工藤委員のは、漁業権漁場と再生事業との関係についても触れています。ここはかなり条例案の議論の中でやっておりますので、それを踏まえて工藤委員の意見の精神を活かすことができるかですね。

ということで、きょうの進行は非常によくありませんでしたが、最後まで見たというだけで。

提案ですが、これから事業計画もあるので、これは直していくときりがないだらうと思いますので、修正はどうしてもというところに絞っていく。県のほうに具体的な答申を差し上げるについては、ここを直してくださいという意見を出すということになりますので、全員が一致する意見で出す。全員が一致しないところについては、こういう意見があったということをして、個別の検討委員会、事業計画以降の中でその意見が意見として継続されていくという扱いにしたいと思います。

いずれにしても、具体的にこういうふうには直す提案をしたい。原案がないと収斂していかないと思いますので、その原案を作成して、6月16日までに、できれば1週間ぐらい前までに原案を皆さんにお配りして、次は原案に基づいて検討するということです。

条件としては、全員が一致できないところについては、基本計画（県の案）が大きく間違っていなければ尊重する。それ以外の修正するところについても、絞って修正する。それ以外の意見についてはすべて整理して、ここでの一致した意見ではないかもしれませんが、そういう意見が出たということが個別の事業計画の中で確認されるようにノートしておくという扱い。全員が一致したところであっても、事業計画あるいは実施計画の中でそれを記述していけばいいということについては、全員が一致した意見だけれどもそういう扱いにするということで、意見の一致に関する整理と記述のレベル、基本計画の中でやるのか、事業計画以降でやるのか、それを踏まえながら原案をつくりたいと思います。

倉阪委員 全員が一致するという話も重要なのですが、まず円卓会議がつくった三番瀬再生計画案を尊重するという趣旨を踏まえるということ。それから、科学的な知見に基づいた議論をする。誤解に基づいて一致できないというのはまずいので、そういった場合には科学的知見を優先するというか、そういう専門家の意見を聞いていただくということで進めたいかがでしょうか。

大西会長 円卓再生計画案については、これは円卓会議でまとめたものですから、一つの拠りどころとしてそれを踏まえていくということにしたいと思います。

それで具体的な案の作成ですが、途中、倉阪さんからの提案も出ましたが、吉田さんに

振って、これから、1人では大変だと思いますので、パートごとに適宜仲間を募っていただいて、時間がないけれども何人かで手分けして、きょうの議論については県のほうで整理をしてくれると思いますので、それを踏まえて案をつくるということをお願いできますか。

吉田副会長　　ちょっと大変ですが。

先ほど倉阪さんから「この部分は、清野さん、お願いします」みたいな話がありましたが、それぞれ元の円卓会議の再生計画案の執筆に関連した方が一番その趣旨をわかっているとしますので、そういった方に私も「分担をお願いします」という形をお願いして、皆さんがお引き受けいただけるのであれば、交通整理役はやりたいと思います。

大西会長　　分量的にはあまり変えないということですから、そんなにたくさん修正できるところはないですが、ただ、ワーディング、どういう文言でいくかというのはなかなか悩ましい問題が出てくると思います。手分けしてやるしかないと思いますので、たたき台作成にご協力いただきたいと思います。吉田さんからお願いが行くと思いますので、よろしくご協力ください。あまり1人の方にたくさん負担がかからないようにするということですね。

では、以上のようなことで、きょうは大変申しわけない議事進行で、十分な議論ができませんでした。きょう一通りきちんと議論ができると思ったのが無謀でした。

蓮尾委員　　本日の議論についてではなくて、ちょっと宣伝をさせていただきます。

6月12日の「NHKアーカイブス」で、1967年に「現代の映像」で取り上げられた「人か鳥か」、これは今の三番瀬問題にもつながってくる昔の「新浜を守る会」時代の映像です。ちなみに10代の私が出てまいりますので、もしよろしければ、ぜひご覧ください。

大西会長　　ありがとうございました。

会場の方から、一般の県民の方からの意見はきょう資料としてありますが、これは拝見することができますので、これを踏まえつつ、ここに書いていないことを。これを繰り返す必要はありませんが、次回たたき台が出ますので、それに向けて意見があったら、3人ぐらいの方、受け付けられると思いますが、ご発言いただきたい。

発言者A　　市民の意見が大分出ていますが、きょうは委員の方のを中心にして議論が一応進んだ。市民の意見はどういうふうに取り上げられて議論の対象にされていくのか。せっかくの意見が大分出ているのですが、その辺はどうなるのでしょうか。これは会長さんにお伺いするしかないのですが。

大西会長　　後でまとめたいと思います。

発言者B　　基本計画の中で何か欠けているなというものがあるのです。それは、何も手を加えなくても、20~30年経てば三番瀬はきれいになっていくと私は考えております。それは何かというと、下水道整備なのです。現在、千葉県は60%か70%しか整備されていないです。生水が相当東京湾に入ってきているわけです。これが、国の補助金が2分の1ぐらい入りますけれども、それに県等のお金加わって、徐々に整備されていくはずで、それに応じて東京湾の水はだんだんきれいになっていくと考えております。というわけで、何もしないということも考え方の中に加えておく必要があるかと思うのですけれども。

といいますのは、漁業者の会議で「県は何もしないではないか」ということが二、三日前の新聞に出ておりましたが、何もしないことも大事な方法だと私は考えますので。何も

しないような感じですがけれども、下水道整備がジワリジワリと行われていくのですよ。それを見て、産業界はようやくと自分たちの排水処理の悪さを反省して充実していくはずです。最初から産業界にいろいろうるさいことを言うと、行政は下水とかそういうことをきちんと整備していないではないかということを行うのは、戦後から一つの習わしになっております。

以上です。

発言者C きょうの議論の中でちょっと心配になったことがあります。

一つは、干潟する干潟だから保全するというのではなくて、この会議の目的は、三番瀬を保全し再生させる。つまり、三番瀬の生き物にとっての環境をよくするという事です。その場合に、干潟か干潟でないか、それで分けてしまうのは、これはちょっとおかしい。なぜかという、藤前干潟に関する環境省(当時・環境庁)の調査団の報告にきちんと出ているのですが、干潟を形成する干潟の周りの浅海域(1mより浅い海)での生き物の量は干潟以上に多い。つまり、それが干潟を支えている。また、干潟の環境が周りも支えている。そういう関係にありますので、そこで区切ってしまって干潟を増やそうとか、そういう考え方はちょっとおかしい。

それからもう一つ、泥干潟の価値については、有明海が価値があるのかないのか、これを考えてみれば非常によくわかる。そして昔の東京湾はどうだったかということは、大野さんも指摘されましたが、目で見られる資料としては、例えば「ある日の干潟」があります。その中で、多分浦安の漁民たちじゃないですか、ものすごくビチャビチャした泥を踏んで沖に出て行くのです。そういうふうな多様性があった初めて、昔の東京湾の生き物は多様性があった。現在それは三番瀬の一部にちゃんと残っているから貴重な価値があるのだということ指摘したいと思います。

大西会長 会場からの意見にもありましたけれども、「一般県民からの意見」というペーパーでご意見をいただいています。この中には、ここでさっき議論した点、特に猫実河口のことについて言及されている方もおります。つまり、ここでの議論と重複する意見もあります。それから、全然触れられていないこともあるのかな。大体重複していると思います。もちろんこれもたたき台をつくる際に読んでいただいて、それに対する整理もしていただきたいと思います。整理は、さっき言ったようにノートしておく。修正をするというのが一つ。それから、必要なことであるけれども、事業計画以降に送る。そしてノートしておく。三つぐらいのカテゴリーに分けることになると思います。

では、時間を超過して申しわけありませんでした。次回は6月16日、ちょっと議論が大変なことになるかもしれませんが、よろしく願いいたします。

三番瀬再生推進室長 今、会長からも言われたように、次回は6月16日(木)18時から、JR新浦安駅前の浦安市民プラザ WAVE101 を使いまして開催したいと思います。

3. 閉 会

三番瀬再生推進室長 以上で、第5回「三番瀬再生会議」を終了いたします。本日はお疲れさまでございました。

以上